

調達管理番号・案件名
25a00738_カンボジア国カンボジア地雷対策センターデータ管理能力強化・DX化のための情報収集・確認調査(QCBS-ランプサム型)

質問と回答は以下のとおりです。

2026年2月6日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	なし	本調査の「システム化計画」と技プロ・フェーズ2の「R&D戦略(活動2~4等)」の優先順位を確認させてください。本調査が「技術的実現性」を先に示し、技プロ側の戦略をリード(具体化)することを期待されていますでしょうか。それとも、技プロ側で決定される戦略方針をシステム仕様に落とし込む「従」の関係でしょうか。	本調査と技術協力プロジェクトに関しては別の案件となっており、直接の縦横の関係はありません。ただし、ご理解の通り技プロで推進しているR&D戦略の推進と深く関係しておりますので、十分に情報交換を行なうべき進め法を取らなければと思います。
2	2	利益相反の排除	本案件の従事者もしくは再委託先は、今後のカンボジア国における無償資金協力もしくは技術協力プロジェクト等において機材供与を行う場合に、利益相反となる懸念はありますでしょうか？	本案件に関連する、無償資金協力もしくは技術協力プロジェクト等にかかる各種調査等への参加資格制限については、本件の報告書等を公開/配付することで排除とならないことを想定します。本取り扱いについては、具体的な各種調査を公示する際に、本案件との関連の程度によって判断します。
3	9	第2章 特記仕様書案 第1条 調査の背景 3行目	「現場、支部、本部のそれぞれでデジタル化の試みは進んでいるものの…」とありますが、現場、支部、本部のそれぞれにおいて、試みの具体例があれば教えていただけますでしょうか。	現場においては、ALISの活用を始め、地雷・不発弾発見時のアプリ開発の試みや探知犬の上にGPSを付けてトラッキングするなど様々な取り組みは行われていると聞いていますが、断片的な取り組みに留まり、組織全体の業務効率化にむすびつけるには更なる取り組みが必要です。支部や本部においてもNECと連携した技術実証を進めるなど、様々な取り組みのアイデアはある状況です。
4	10	第2条1. 地雷の位置情報の記録	10ページには、「『ポリゴン(地図上の区画)』谷で管理されており、作業区画は把握できるものの、実際に見つかった地雷や不発弾の正確な位置はCMAC-IMSに登録されていない」と記載されています。一方、11ページには、「GISによって地図化されたポリゴン単位で引かれた区画において地雷・不発弾の探知場所を記録している」と記載されていますが、この探知場所と言うのは、作業区画のことを指すのでしょうか？それとも、この探知場所と言うのは、地雷・不発弾の地点(位置精度が悪い)のことでしょうか？	10ページに記載しているCMAC-IMSには、地雷を探知したポリゴンの座標軸は数字として登録されており、そのポリゴン内で見つかった地雷・不発弾の個数や種類が、ポリゴンに紐づく形で保存されています。他方、11ページに記載しているGISによって地図化されたポリゴン単位での地雷・不発弾の探知場所の記録とは、現場で作業員が地図アプリ上で、地雷・不発弾の探知場所をプロットした座標情報を指します。しかし、両者の情報は現状紐づいていないため、探知された地雷・不発弾の座標は、GISで可視化された形でCMAC-IMSに登録されません。そのため、現状の仕組みでは登録されたデータをポリゴン上で確認するためには時間が必要です。その点を改善し、より円滑に探知記録を地図上で容易に参照することを目的としていますが、CMACの意向を十分に確認し、現場にて持続的に活用される仕組みとすることが不可欠です。
5	10	第2条 調査の概要 第4条 調査の範囲	第2条「1.地雷の位置情報の記録」において、「作業済区画は把握できるものの、実際に見つかった地雷や不発弾の正確な位置はCMAC-IMSに登録されていない」とあります、第4条では「GPSによる位置情報と、GISによって地図化されたポリゴン単位で引かれた区画において地雷・不発弾の探知場所を記録している」とあります。現状でも探知場所を記録しているものの、より高精度な情報の記録が求められているという理解でよろしいでしょうか？	質問4への回答の通り

6	11	第2章 特記仕様書案 第4条 調査の範囲 (1)本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築	「CMAC-IMSは内部で共通して使われているもの…」とありますが、本部だけでなく支部にも同じシステムが導入されており、各支部ではそれぞれが自支部のデータを管理しているという理解でよろしいでしょうか？	各支部においてもCMAC本部と同じシステムが活用されており、データの登録という観点では、現場から得たデータを支部において登録をする流れになっています。他方、管理という観点で、データを変更する権限については本部が持っています。各支部が同様の権限を持っているかは定かではありません。公示の13頁、第5条に記載がある通り、こうしたCMACにおけるデータの流れや管理方法等を整理することもこの調査の成果として期待されることとなります。 また、配付資料「CMAC Information Management 説明資料」においてもCMACの情報の流れについて現状で把握されていることを示しておりますので御参考ください。
7	11	第2章 特記仕様書案 第4条 調査の範囲 (1) 本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築 及び P26 4. 見積書作成に係る留意事項 (3) 定額計上について 1本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築	このパイロット事業はソフトウェア開発以外に、サーバ、PC・タブレットなど実証実験に必要なハードウェア購入を含むのでしょうか？含む場合、定額計上に一式として積まれている12,000,000円(税抜き)に上記購入費も含まれるのでしょうか？	「第2章第4条 業務の範囲(1)本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築」に記載されているプロトタイプ事業の実施のために必要な機材の費用は含みます。他方、「同(5)地雷探知・除去におけるより精緻な情報収集のための新技術導入にむけた調査」で記載されている「タブレットの試験導入」のために調達するタブレット端末と共に通じて活用することも可能です。
8	13	第2章特記仕様書案、第4条調査の範囲、(5)地雷探知・除去におけるより精緻な情報収集のための新技術導入にむけた情報整理	定額計上の機材費で調達する機材について、業務完了後に相手方に供与する予定でしょうか。	調査用資機材として調達します。原則として、調査終了時に、先方の要望次第で供与も検討可能です。
9	13	第2章特記仕様書案、第4条調査の範囲、(5)地雷探知・除去におけるより精緻な情報収集のための新技術導入にむけた情報整理	本件は情報収集・確認調査でありカウンターパートの配置は無い旨が記されていますが、供与にあたっての技術移転トレーニングは必要でしょうか。	基本的には不要と考えています。ただし将来的な技術協力の可能性を検討する手段として、あるいはより持続的な仕組み構築のためにカウンターパートを巻き込んで小規模な技術移転の研修等をパイロット的に試みることは妨げません。
10	13	調査の範囲	ドローンやGNSSレシーバーの選定において、セキュリティ上の理由等で特定のメーカー(国籍含む)を制限、あるいは推奨する指針はありますか。	現時点での想定はありません。選定・調達の過程にてJICAおよびCMACと十分に相談していただければと思います。
11	13	第2章特記仕様書案、第4条調査の範囲、(5)地雷探知・除去におけるより精緻な情報収集のための新技術導入にむけた情報整理	機材の供与にあたっての技術移転トレーニングを求める場合は、それは業務量の目途や渡航回数の目途に含まれていますか。	基本的には技術移転の研修は不要と考えています。ただし将来的な技術協力の可能性を検討する手段として、あるいはより持続的な仕組み構築のためにカウンターパートを巻き込んで小規模な技術移転の研修等をパイロット的に試みることは妨げません。その場合は、渡航回数と業務量の目途に含まれています。
12	15	第6条(2)(イ)調査項目	「(5)地雷探知・除去におけるより精緻な情報収集のための新技術導入にむけた調査」で記載されている「タブレットの試験導入」のために調達するタブレット端末は、「(1)本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築」で活用する現場でのタブレット入力にも活用されると言う理解でよいでしょうか？	ご理解の通りです。

13	15	第2章 特記仕様書案 第6条 調査の内容 (2)情報の収集・分析 (イ)調査項目	「(1)本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築」の「探知機データ形式の整理」とありますが、CMACが使用している探知機の中で、ALIS以外でデータ取得が可能なタイプの探知機にはどのようなものがあるのでしょうか？	ALIS以外では、Ebinger社のラージループ等、データ取得ができる機材はあります。これらのデータは現在は必ずしも分析などに活用されている訳ではありません。しかし、将来的に別の機材で取得した探知データを活用する可能性があり、整理が必要となっています。
14	17	第7条 報告書等 2. 中間報告書	中間報告書(事業開始から6か月)において、「(1) プロトタイプ事業:リアルタイム日報・作業進捗共有システムのプロトタイプ事業についての導入状況、進捗報告を記載」とありますが、これは事業開始から6ヶ月時点でのプロトタイプの作成及び利用開始までを行っている必要があるのか、またはプロトタイプの開発状況等を報告すればよいのか、どちらになりますでしょうか。	プロトタイプの作成及び利用開始までを行っている想定です。他方、プロトタイプの詳細は「プロポーザルで具体的な提案を求める」とことさせていただいておりますので、6ヶ月間で実施する内容についてはご提案ください。あくまでプロトタイプであるため、TORで指定した内容(UI,ワークフロー、現場の環境に適した仕様)の最低限検証を行うことを前提とし、細かな機能の実装のレベルは検討・ご提案いただければと思います。
15	18	第8条 再委託	「本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築」の中で示されている再委託の範囲は、プロトタイプとするソフトウェアの設計、開発に加えて、プロトタイプが動作するシステム基盤環境(クラウドサービス等)も含むことを想定してよいのでしょうか。また、プロトタイプを利用する期間は本プロジェクト期間内を想定してよいのでしょうか。	プロトタイプとして開発したシステムが動作するシステム基盤環境(例:クラウド、ミドルウェア、仮想化環境)も再委託範囲とすることで構いません。また、基盤環境の利用期間は受注者の契約期間内という想定で問題ありません。ただし、再委託先が提供するシステム基盤環境は、持続性の観点からCMACが将来利用できる可能性が高い(例:課金形態、契約形態)ものであることが望ましく、プロトタイプシステムの動作環境に関しては、再委託前にCMAC側の了承を得るようにしてください。
16	18	再委託	現地再委託で開発するプロトタイプアプリの著作権の帰属先(JICA、CMAC、あるいは受注者)および、調査期間終了後の保守・ライセンス費用の扱いはどのように想定されていますか。	・著作権についてはJICAに帰属するものとして考えております。また、公示脚注8(17ページ)に記載の通りプログラムコード、仕様書についても、本基礎調査を活用する形でシステム開発を行う可能性も視野にいれて、成果物の一部として提出していただきます。 ・調査期間終了後、そのままプロトタイプシステムを実業務に使うことは想定していないので、保守・ライセンス費用は不要です。なお、パイロットシステムに何等か有償ライセンスが必要な基盤環境(例:クラウド、ミドルウェア、仮想化環境)が含まれる場合は「質問16」の回答に記載の通り、CMACが将来利用できる可能性が高い(例:課金形態、契約形態)ものであることが望ましく、基盤環境に関しては、開発前にCMAC側の了承を得るようにしてください。
17	18	第2章 特記仕様書案 第7条 報告書等 2. 中間報告書	(5)「新技術導入にむけた…パイロット事業の結果や課題、改善策をまとめる」とありますが、6ヶ月以内にこのパイロット事業を終えることが期待されているのでしょうか？	そのような想定ではあるものの、本調査における他の活動との兼ね合いから実施時期、中間報告書における報告内容についてよりよい案がある場合は提案を受け付けます。
18	23	(5)対象国の便宜供与	便宜供与内容として「執務スペース有り」「家具(机・椅子・棚等)有り」となっているが、本調査を実施する旨は貴機構からCMACの長官・副長官等の管理職レベルも説明・合意済みであり、カウンターパートの協力体制が整っているという理解で認識齟齬ないでしょうか。	齟齬ありません。
19	26	(3)定額計上についての表中の、「本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築」	こちらの定額計上可能な費目として、タブレットなどの、プロトタイプ(本部と現場のリアルタイム日報・作業進捗共有システムの構築)作成にかかる機材全てをこちら含めても問題ないでしょうか？また企画競争説明書にて言及のあったタブレット以外の、PCの購入等も含めて問題ないでしょうか？	問題ありません。

20	26	定額計上について	<p>再委託費(1),(2)について、現地企業への再委託ではなく、国内業者への再委託をすることは可能でしょうか？</p>	<p>コンサルタント等契約については、主に海外で実施する業務を対象としていることから、原則として、国内における再委託契約を想定していません。本件業務についても公示記載どおり、業務対象国・地域の現地法人(ローカルコンサルタント等)への再委託を想定しています。また、クメール語でのコミュニケーションの可否も含めCMACのニーズに合ったプロトタイプを迅速に開発する必要性を考慮すると現地での再委託が適当と考えます。</p> <p>万が一国内再委託を行う場合は以下に留意した上でご提案ください(以下「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」より抜粋)。</p> <p>「JICAが再委託を認める業務であることを前提に、日本国内第三者に再委託することを認め、現地再委託契約と同様に、受注者の責任で契約相手先を選定し、契約書を締結し、履行の監督・検査を行い、支払を実施することになります。一方、日本国内における再委託契約を認める必要性を例外的に検討する場合においては、相当程度高度な分析・解析等を必要とすることが大半であり、その場合、受注者と経常的に取引関係があり、信用が置ける特定の再委託先との契約が望ましいとされることが多いと認識しています。」</p>
----	----	----------	--	--

以上